

高松市動物管理ステーション規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市規則第 3 8 号

高松市動物管理ステーション規則

(設置)

第 1 条 狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 2 1 条の規定に基づき、犬の抑留所を設置するとともに、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 5 条及び第 3 6 条の規定に基づき、引取りをした犬及び猫並びに収容した犬、猫等の動物を適正に飼養すること等により、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に寄与するため、高松市動物管理ステーション（以下「ステーション」という。）を高松市池田町 6 2 0 番地 2 に設置する。

(業務)

第 2 条 ステーションは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 犬の捕獲及び抑留に関すること。
- (2) 所有者、拾得者等からの犬及び猫の引取り並びに負傷した犬、猫等の動物（次号において「負傷犬等」という。）の収容に関すること。
- (3) 引取りを行った犬及び猫、収容した負傷犬等の保管及び返還その他処分の措置に関すること。
- (4) 保管している犬及び猫の譲渡に関する適性の判断並びにさぬき動物愛護センターへの移送に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定するステーションの目的を達成するために必要な業務

(職員)

第3条 ステーションに必要な職員を置く。

(所管)

第4条 ステーションは、保健所生活衛生課の所管とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。